

(別表) 事業系一般廃棄物等のごみ集積施設必要面積

1 可燃ごみ保管施設

(1) 可燃ごみ保管施設の必要面積については、次のとおりとする。

建築物の延床面積	保管施設必要面積
1,000㎡以上 ~ 3,000㎡未満	2㎡
3,000㎡以上 ~ 5,000㎡未満	3㎡
5,000㎡以上 ~ 10,000㎡未満	5㎡
10,000㎡以上 ~ 20,000㎡未満	10㎡
20,000㎡以上 ~ 30,000㎡未満	12㎡
30,000㎡以上 ~ 40,000㎡未満	14㎡

(2) 業種、業態、規模、収集頻度等により、実際に排出されるごみ量に増減がある場合は、環境局長と協議し、必要面積を確定することとする。

2 資源物保管施設

(1) 資源物保管施設の設置する場合は、次の項目を充たすものとする。

- ① 可燃ごみが混入しない場所とすること。
- ② 資源物が十分に収納できる規模とすること。
- ③ 資源物が衛生的に保管できること。

(2) 資源物保管施設の必要面積については、次に示す必要面積を基準とし、建築物の用途及び規模に応じて必要面積を増やすものとする。

【延床面積1,000㎡以上～3,000㎡未満当たりの必要面積】

建築物の用途	保管施設必要面積
事務所ビル 店舗 物販店	4㎡以上
ホテル・旅館 文化施設 病院・診療所	3㎡以上
その他	2㎡以上